

# 自己資本比率

## 連結自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円)

項目		平成16年度末	平成17年度末
基本的項目	資本金	140,409	140,409
	うち非累積の永久優先株	37,500	37,500
	新株式申込証拠金	—	—
	新株式払込金	—	—
	資本剰余金	14,998	14,998
	利益剰余金	20,538	35,600
	連結子会社の少数株主持分	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	自己株式払込金	—	—
	自己株式(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	連結調整勘定相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計(上記各項目の合計額)	—	—
繰延税金資産の控除金額(△)	—	—	
計 (A)	175,947	191,009	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注2)	—	—	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	8,454	8,200
	一般貸倒引当金	31,967	23,169
	負債性資本調達手段等	70,460	64,980
	うち永久劣後債務(注3)	46,500	26,500
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	23,960	38,480
計	110,882	96,349	
うち自己資本への算入額 (B)	99,262	93,114	
控除項目	控除項目(注5) (C)	50	50
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	275,159	284,072
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	3,119,376	3,052,877
	オフ・バランス取引項目	136,258	136,584
	計 (E)	3,255,634	3,189,462
連結自己資本比率(国内基準) =	$\frac{(D)}{(E)} \times 100$	8.45%	8.90%

- (注) 1. 自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出したものであります。なお、当行は国内基準を適用しております。
2. 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む)であります。
3. 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
4. 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
5. 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

# 自己資本比率

## 単体自己資本比率(国内基準)

(単位：百万円)

項目		平成16年度末	平成17年度末
基本的項目	資本金	140,409	140,409
	うち非累積的永久優先株	37,500	37,500
	新株式申込証拠金	—	—
	新株式払込金	—	—
	資本準備金	14,998	14,998
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	2,430	2,644
	任意積立金	—	—
	次期繰越利益	18,284	33,023
	その他	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	自己株式払込金	—	—
	自己株式(△)	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
繰延税金資産の控除前の基本的項目計(上記各項目の合計額)	—	—	
繰延税金資産の控除金額(△)	—	—	
計 (A)	176,122	191,076	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注2)	—	—	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	8,454	8,200
	一般貸倒引当金	32,002	22,437
	負債性資本調達手段等	70,460	64,980
	うち永久劣後債務(注3)	46,500	26,500
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	23,960	38,480
計	110,916	95,618	
うち自己資本への算入額 (B)	99,339	93,216	
控除項目	控除項目(注5) (C)	50	50
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	275,411	284,242
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	3,131,666	3,069,293
	オフ・バランス取引項目	136,258	136,584
	計 (E)	3,267,925	3,205,878
単体自己資本比率(国内基準) = $\frac{(D)}{(E)} \times 100$		8.42%	8.86%

- (注) 1. 自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下「告示」という)に定められた算式に基づき、単体ベースについて算出したものであります。なお、当行は国内基準を適用しております。
2. 告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む)であります。
3. 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
4. 告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。
5. 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。